



【介護保険・福祉用具購入費の支給サービス】

利用できる方	介護保険で、要介護(1, 2, 3, 4, 5)または要支援(1, 2)と認定された方
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛け便座(補高便座、ポータブルトイレなど) ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽台など) ・特殊便器 ・移動用リフトの吊り具 ・簡易浴槽 
支給額	購入にかかった費用の内、その方の負担割合によって、7～9割を支給します。 したがって、被保険者負担は1～3割ですが、限度額を超えた費用は全額自己負担となります。
支給方法	購入にかかる費用は、いったん全額自己負担となります。 その後申請・決定に基づき、その費用の7～9割を支給します。(償還払)
支給限度基準額	10万円(年度につき) ※最高支給額は7～9万円です。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・領収書原本 ・購入した商品のカタログ(写し)  <p>注) ①オーダー品、すのこ購入の場合は、「見積書や写真」が必要となります。 ②腰掛け便座のうち「木製、ウォシュレット機能」については、身体状況による理由が必要です。 ③以前に介護保険で購入した用具の部品交換も対象となります。 ④同種目の用具再購入の場合は、前購入品の写真と理由が必要です。</p>

福祉用具購入を考えている方は、担当のケアマネージャーにご連絡ください。

担当ケアマネージャーがいない場合は、販売店の福祉用具専門相談員にご相談ください。

……お問い合わせ先……

吉野川市長寿いきがい課 介護保険係

電話 0883-22-2264